

令和8年度事業計画

《基本方針》

所有者不明土地問題は、大きな社会課題として広く認識され、その発生予防と利用の円滑化を目的として、民事基本法制の抜本的な見直しが進められてきました。民法等の一部改正、相続土地国庫帰属制度の創設、相続登記の申請義務化に続き、本年4月1日からは住所等変更登記の申請が義務化され、一連の制度改革は最終段階を迎えました。

これらの改正のうち、とりわけ所有者不明土地管理人制度については、令和5年4月の改正民法の施行以降、研究を重ねるとともに裁判所への積極的な働きかけを行ってきました。その結果、土地家屋調査士が所有者不明土地管理人に選任される道筋を明確に示すことができ、すでに複数の会員が管理人として各地で職責を果たしています。今後は、裁判所との連携を一層強化し、安定的かつ質の高い管理業務を遂行できる体制を整備します。これにより、新たな業務分野としての確立と持続的な発展を目指します。

また、近年頻発する自然災害への備えとして、平時から危機意識を共有し、会員相互の連携をより強固なものとしします。有事の際には、公費解体における建物性の認定など、土地家屋調査士の専門性を活かした社会貢献が迅速に行える体制を構築します。さらに、法務局地図作成事業、地籍調査事業、狭あい道路解消事業等に積極的に参画し、これらの事業がもたらす経済的波及効果や事前復興への寄与といった意義を広く発信します。あわせて、土地家屋調査士の専門性と職能における社会的認知度の向上に努めます。

高齢化による会員の減少傾向は続いているものの、コロナ禍以降は受験者数が緩やかな増加傾向にあります。当会においても若年層の会員が増加していることは非常に喜ばしく、受験者拡大に向けた取組を継続するとともに、次世代育成に注力します。今年度もメリハリのある会務運営を実践し、将来世代へ持続可能な形で継承できる組織基盤の確立を目指します。

《重点課題》

- ① 各種法・制度改正への対応
- ② 会則・規則等の遵守
- ③ 大規模災害への備え
- ④ 持続可能な会務運営の研究
- ⑤ 受験者拡大と次世代の育成に向けた取組み

《継続活動》

- ① 津地方法務局との連携
- ② 日調連中部ブロック協議会との連携強化
- ③ 土地家屋調査士政治連盟及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会との連携強化
- ④ 各種士業との情報交換
- ⑤ 会帰属意識の高揚を推進

< 総務部門 >

1. 会則、各種規則等の見直し
2. 関係機関等との協議・意見交換及び情報共有の推進
3. 組織体制の安定化及び充実

< 財務部門 >

1. 予算、決算の内容の精査
2. 財政の安定化と組織体制の構築

< 企画部門 >

1. 津地方法務局との連携
2. 数値資料センターの運営及び境界鑑定についての研究
3. 各種資料の情報収集及び活用についての研究
4. 土地家屋調査士を取り巻く環境変化への対応

< 社会事業部門 >

1. 社会貢献（災害対策・空家問題等）への取組み
2. 無料登記相談会の継続実施
3. 境界問題相談センターみえの活用
4. 公共嘱託登記土地家屋調査士協会との連携

< 研修部門 >

1. 研修体制の確立
定例研修会を3回開催
2. 年次研修の運営
3. 新人研修の実施
4. 支部研修会への支援
5. 他会研修会への参加

< 広報部門 >

1. 土地家屋調査士制度の対外的広報活動
2. 会員向け広報活動
3. 会報の発行

< 厚生部門 >

1. 親睦事業
2. 厚生事業